

## 第2章 北九州市景観計画の区域等

(景観法第8条第2項第1号)

### 2-1 景観計画区域

- ◇ 景観計画区域は、北九州市全域（地先公有水面を含む）とします。  
 なお、景観計画区域内に表2-1-1の地区・地域を定めます。

表2-1-1 景観計画区域及び地区・地域

景観計画区域（北九州市内全域(地先公有水面を含む)）	
<b>景観重点整備地区</b> 都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根ざした良好な景観が形成されている地区等で、きめ細かな基準による規制・誘導等によりまちなみの景観の向上を図る必要がある地区(景観形成拠点)	門司港地区      小倉都心地区 下曾根地区      若松地区 国際通り地区      東田地区 黒崎副都心地区      木屋瀬地区 折尾地区      戸畑地区
<b>臨海部産業景観形成誘導地域</b> 臨海部の産業景観として、比較的広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域	
<b>北九州空港周辺景観形成誘導地域</b> 北九州空港周辺において、比較的広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域	
<b>関門景観形成地域</b> 関門海峡に面し、身近に対岸を意識できる、または兩岸を一体的に認識できる地域のうち、関門景観の形成を積極的に推進していく地域	

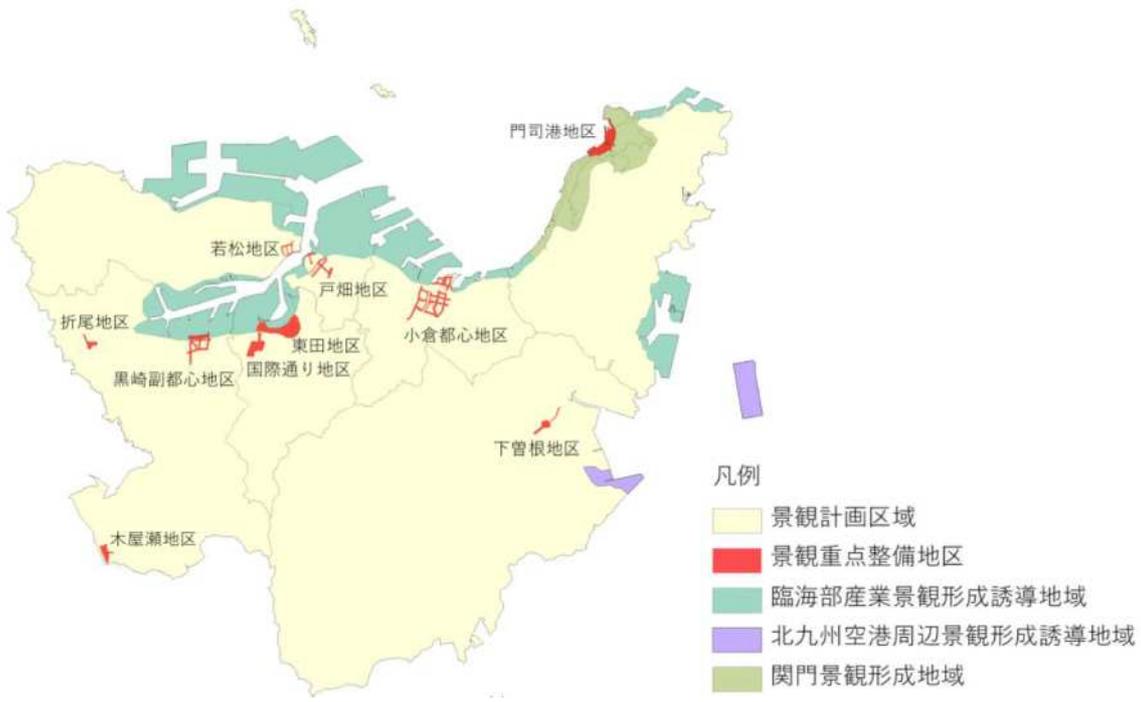


図2-1-1 景観計画区域図

## 2-2 景観重点整備地区

- ◇ 景観計画区域のうち、都市の顔づくりを進める地区、歴史や風土に根ざした良好な景観が形成されている地区、その他の都市景観の形成上特に重要な地区で、建築物及び工作物に対するきめ細かな基準による規制、誘導等により、まちなみの景観の向上を図る必要がある地区を「景観重点整備地区」として定めます。
- ◇ 北九州市景観づくりマスタープランに定める景観形成拠点 10 地区を「景観重点整備地区」として定めます。

## 2-3 臨海部産業景観形成誘導地域

- ◇ 景観計画区域のうち、広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域を「景観形成誘導地域」として定めます。
- ◇ 臨海部の工場・港湾施設など、ものづくり都市を象徴する産業景観の形成を推進する地域として「臨海部産業景観形成誘導地域」を定めます。地域を 12 地区に区分し、それぞれの地域特性を踏まえた色彩基準を定めます。

## 2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域

- ◇ 景観計画区域のうち、広範囲にわたり特徴的な景観を有する地域で、特に良好な都市景観の形成を図る必要のある地域を「景観形成誘導地域」として定めます。
- ◇ 自然豊かな景観を保全し、空の玄関口の景観形成を推進する地域として「北九州空港周辺景観形成誘導地域」を定めます。

## 2-5 関門景観形成地域

- ◇ 関門景観は、関門海峡に面する火の山や古城山、風師山等の下関と門司の両側の山並みで囲まれた、まとまりのある領域の景観を対象とします。  
 関門海峡に面し、身近に対岸を意識できる、または両岸を一体的に認識できる地域のうち、関門景観の形成を積極的に推進していく地域を「関門景観形成地域」として定めます。
- ◇ 本地域は、7 地区を 5 つの景観（ゲート・核・緑・まちなみ・水際）に区分し、それぞれの地域特性を踏まえた基準を定めます。

